知的障害者（軽度）向け消費者教育教材「こんな時どうする?!お金のトラブル対応力チェック」の取組について



高知県立消費生活センター

生活の管理と契約に関する領域

知的障害者（軽度）向け消費者教育教材「こんな時どうする?! お金のトラブル対応力チェック」の取組について

高知県立消費生活センター

消費者教育教材「こんな時どうする?! お金のトラブル対応力チェック」
https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024112000039/

障害者の消費生活相談は増加傾向にあり、2023年には24,000件を超える相談が寄せられています※。障害者における消費者トラブルの背景には、判断力や契約内容の理解不足といった課題が見られ、デジタル化が急速に進む現代において、障害者への消費者教育は急務となっています。高知県立消費生活センターでは、知的障害者（軽度）向けの消費者教育教材「こんな時どうする?! お金のトラブル対応力チェック」を制作しました。制作にあたっては特別支援学校教諭と連携し、障害者が実際に遭遇した事例を多数反映しています。また、同教材にはゲーム要素を付加することで、障害のある児童・生徒が楽しみながら知識を深められる工夫が施されています。同教材を制作した高知県立消費生活センターにお話を伺いました。

障害者に配慮した消費者教育教材の不足を実感。特別支援学校教諭との連携によりオリジナル教材制作が実現

▶高知県立消費生活センターの普段の取組を教えてください。

当センターでは、主に以下のような消費者教育に関する取組を実施しています。

・若者（高校、専門学校、大学）を対象にした出前講座
・高齢者、一般を対象にした出前講座
・教員等を対象にした消費者教育講座（研修）
・消費者教育教材の作成と提供

※消費者庁『令和６年度版消費者白書』27頁より引用
（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/consumer_research_cms201_240614_31.pdf）

▶「こんな時どうする?!お金のトラブル対応力チェック」（以下、本教材といいます。）を制作したきっかけを教えてください。障害のある方への消費者教育について、大切だと感じておられる点も教えてください。

近年、知的障害（軽度）のある児童・生徒が在籍する特別支援学校や、利用者を支援する施設・事業者から、出前講座を希望する声が増えてきています。その背景には、急速に進むキャッシュレス化やインターネット通販の普及に伴い、トラブルが身近になってきていること、さらには詐欺的なもうけ話や副業といった情報があふれ、障害のある方々が被害に巻き込まれる危険性が高まっていることがあると考えられます。

一方で、障害者に配慮した消費者教育教材はまだ十分に整備されておらず、実態に即した教材を自ら作り出す必要性を強く感じていました。そこで、当センターと以前から協力関係にあった安岡知美氏（現・高知市立高知特別支援学校教諭）にご協力いただき、共同で教材を開発することとなりました。安岡氏には、児童・生徒の日常生活や学習の実態に精通している立場から、本教材の監修をボランティアでお願いすることができました。

教材の作成にあたっては、特別支援学校の児童・生徒にとって理解しやすく、消費者トラブルを自分のこととして実感できるよう工夫しました。障害者本人やご家族からの相談事例に加え、県内の特別支援学校や知的障害者支援施設から寄せられたトラブル事例を参考に、分かりやすい問いかけ形式による設問をつくりました。さらに、平易な表現や親しみやすいイラストを取り入れることで、楽しく学びながら消費者としての力を育める内容を目指しました。

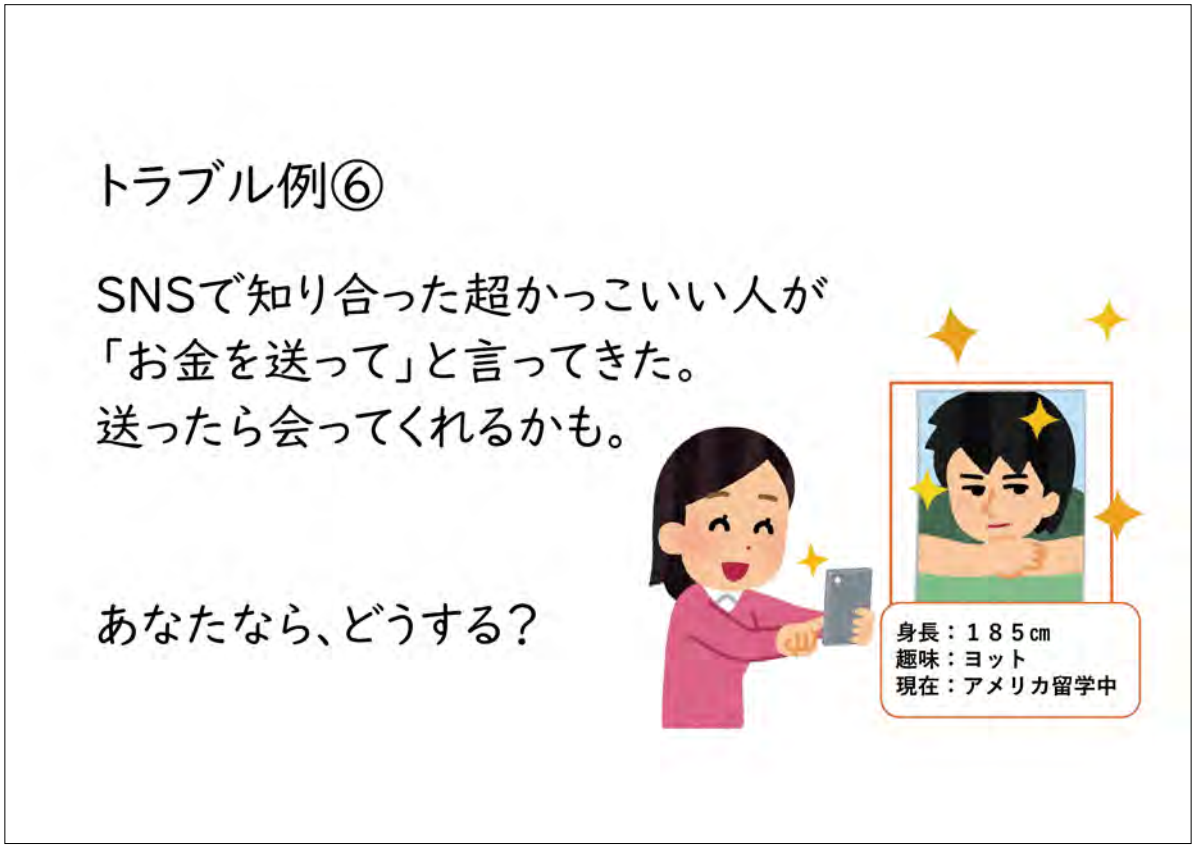
ゲーム要素を取り入れ、楽しく繰り返し学べる10の事例で消費者トラブルを自分ごと化

▶本教材の概要、ねらい、制作時の工夫点について教えてください。

お金の貸し借りやゲーム課金、SNSでのお金が絡むやりとりなど、実際に起こったエピソードをモチーフにした10のトラブル事例（別表１）について、自分の行動を３つの選択肢から選ぶクイズ形式（図１～４）としています。問いごとに解説を添え、理解を深める展開とし、それぞれの選択肢には点数を付与して自身の得点状況を評価できるゲーム的な要素も加味しています。知的障害のある児童・生徒等が消費者トラブルへの対応力を身につけられるよう、自分ごととして考えるきっかけとなる教材としました。また、高知県立消費生活センターのマスコットキャラクター「くまったちゃん」を案内役（図５）にするほか、イラストを活用し個々の場面等をイメージしやすいデザインとしています。問いや解説は平易な表現とし、文字数を抑えてシンプルなものにしています。楽しく繰り返し学んでもらうこともねらいの一つです（図６）。

別表１　掲載しているトラブル事例一覧

番号	お金のトラブル対応力チェックの問い（概要）
1	他者へ貯金額を教えた。
2	他人へお金を貸したが、返済されない。
3	宗教活動に誘われ、参加したところお金を取られた上、ご利益が継続するよう再来訪を求められた。
4	ネット通販で商品を買ったが、商品の画像と届いた商品が違った。
5	ゲームでほしいアイテムがあるが、課金してもよいか。
6	SNSで知り合った男性に、会えることを条件に送金を求められた。
7	「お金が増える」ことを誘い文句に投資を勧められた。
8	スマートフォンに、自分限定のもうけ話が送信された。
9	誰でも簡単に高額が稼げる旨の詐欺に近いメールが届いた。
10	クレジットカード利用時の注意点。



（図１）問いが示される。ひらがなを多く用いて、柔らかな表現とイラストでわかりやすく問いかける

トラブル例⑥

A
送らない
その人のことは
あきらめる



B
会ってくれると
約束してくれたら
送る



C
送らないけど、会っ
てくださいとお願い
する



（図２）３つの選択肢から自分の考えを選ぶ

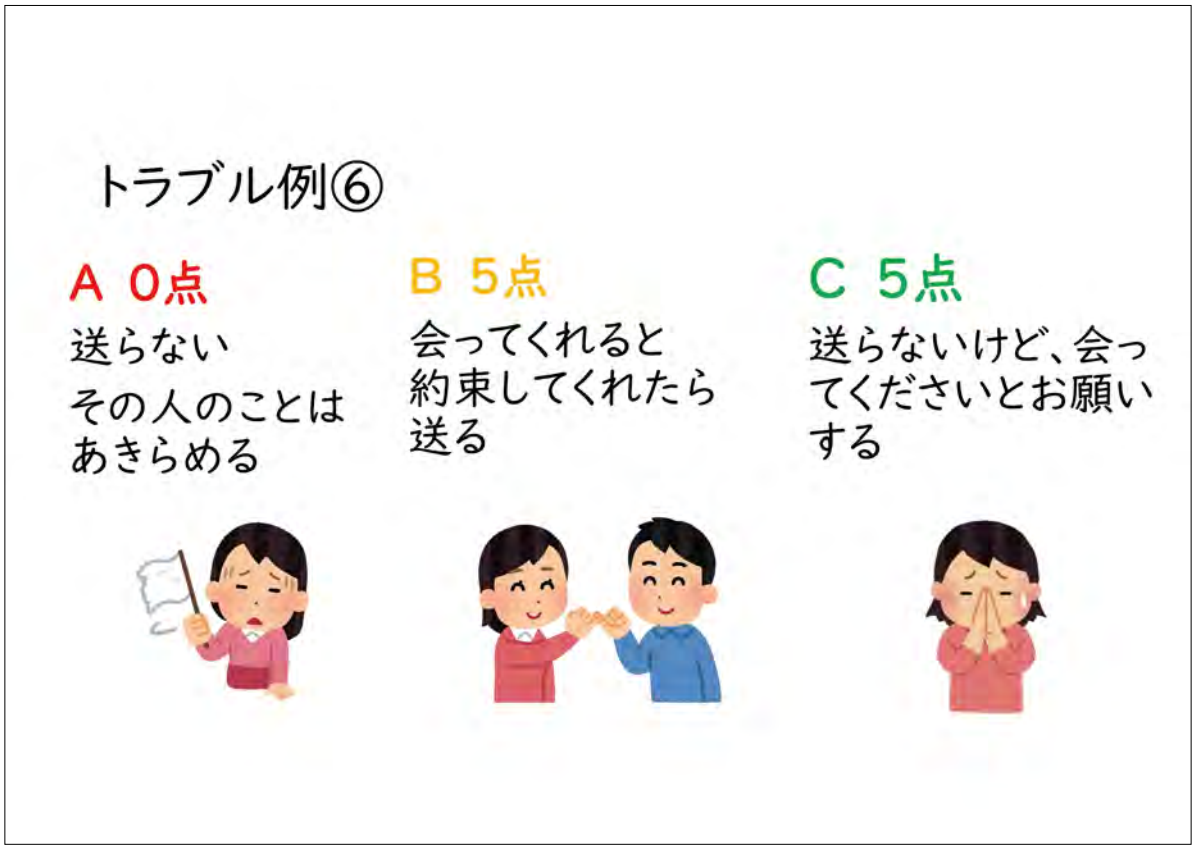
トラブル例⑥



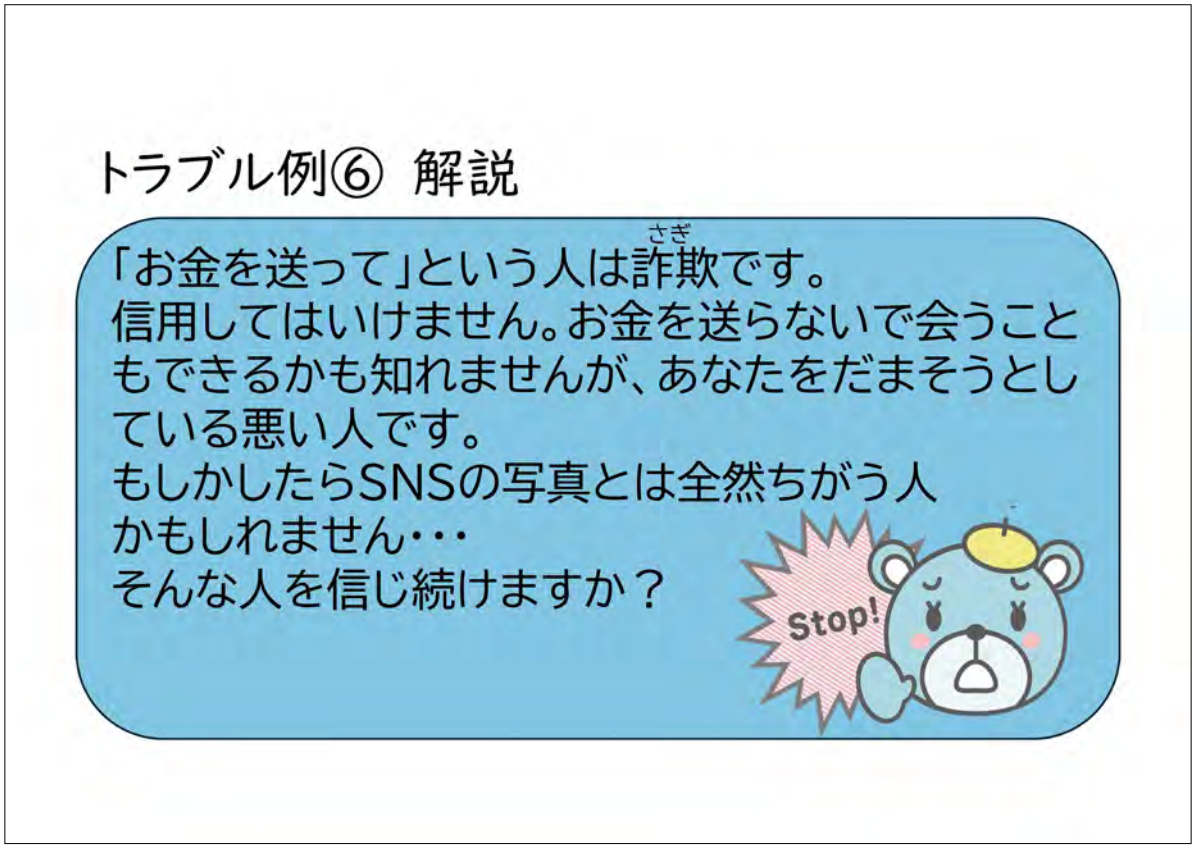
答えは A

送らない。
その人のことはあきらめる。
絶対にお金を送ってはいけません。

（図３）答えにもイラストが付され、ビジュアルからも注意を促す



（図４）それぞれの選択肢には点数が設定されている。正解は０点となるため、得点が低い人ほどトラブル対応力が高いといえる



（図５）スライドには、高知県立消費生活センターのマスコットキャラクター「くまったちゃん」も多用し、柔和に表現している



（図６）点数はゲーム終了時に合計され、その結果に応じたコメントが表示される。合計点数が低いほど評価が高いのは、一見すると通常のゲームと逆であるが、ここでの点数は「リスクの大きさ」を示している。繰り返し挑戦することで、リスクを減らし、最終的にはゼロを目指してほしいという願いが込められている

出前講座で感じる手応え。障害者の意思決定力を鍛え、主体的な学びを支える回答用プリントも準備

▶出前授業の感想を教えてください。

令和６年12月から翌年７月の間における出前授業（講座）の件数は計３件（特別支援学校２校、障害者支援施設１施設）です。出前講座において講師と受講者は基本的に初対面となりますが、この教材を使うことで講師と受講者の壁が一気に低くなるのを実感します。そして、児童・生徒には消費者トラブルを自分ごととして考える様子が見え、意思決定するトレーニングになるように感じています。スライドを見ながら、問いかけることを基本にしていますが、グループワークで意見を深めたりすることも有効と考えられます。指導資料（指導案）や活用ガイドはなく、使い方は自由です。クイズは（低い）点数を競いながら、知識を深められるようにしました。クイズの答えを記載し、学びを振り返ることのできる回答用プリントを制作しています。必要に応じてご活用いただき、児童・生徒たちが楽しみながら繰り返しトライし、身につけていくことを期待しています。

▶一般的に知的障害のある方は、「ことばを字義通りに受取る傾向・抽象的なことを理解することが難しい場合が多い、学習したことを現実の場面に結びつけるのが困難、会話でやり取りができていても、意味がわかっていない場合がある」※などといった壁に当たることもあると思いますが、注意している点はありますか。

出前講座では、事前に話し合いを行い、参加される方の障害の状況や遭いやすいトラブルを確認したうえで、その都度内容を工夫しています。例えば、ロールプレイング形式の講座は障害の程度により難しい場合もありますし、身体障害をもつ場合、挙手ができない児童・生徒もいます。ハンディキャップに対してできる限りの配慮を行い、受講者が参加しやすい学習環境を事前に整えます。講座の内容はあまり詰め込みすぎず、ポイントを絞りながら、できるだけ対話の場面を多く取り入れています。また、質疑応答の時間をしっかり確保することで、学びを振り返る機会にもつなげています。さらに、一度の講座で理解が完結するとは考えず、講座後の受講者の様子をできるだけ伺い、フィードバックを次の講座に生かすことで、より良い形へとバージョンアップを目指しています。


こんな時どうする?お金のトラブル対応力チェック

名前

	えらんだ答え	獲得点数		えらんだ答え	獲得点数
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

合計得点　　点

★トラブルになったとき(なるかもしれないとき)、私が相談する人は…

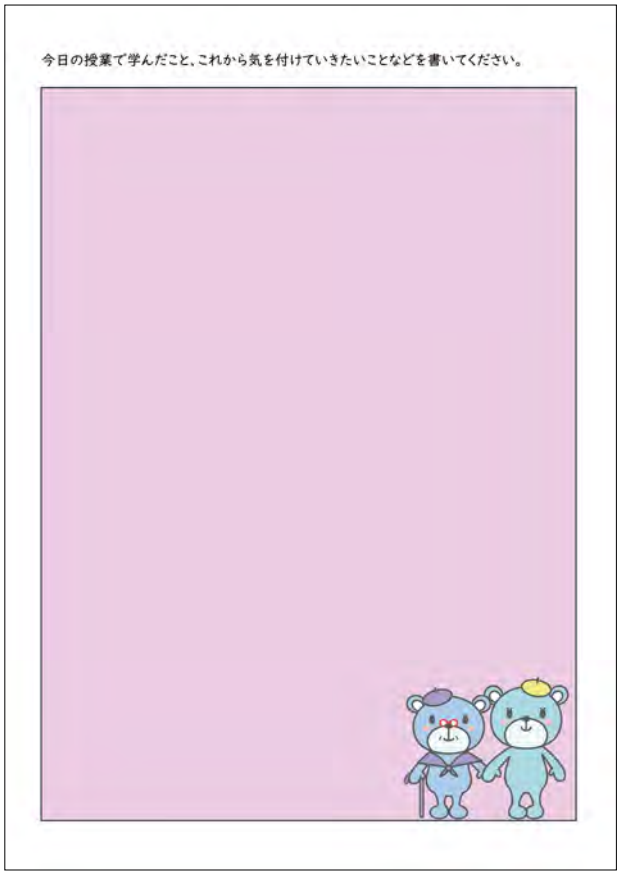
★お金のことや買い物のことで困ったことが起きたら、相談するところは

消費　　センター　電話番号は

★クレジットカードで買い物をすると　　のお金がへる。

★クーリングオフは　　日間以内であれば、買った商品を返品できる。

ただし　　で買ったものは、基本的には返品できません。


今日の授業で学んだこと、これから気を付けていきたいことなどを書いてください。

回答用プリントには、クイズの回答と獲得点数のみならず、自分がもし同じようなトラブルに遭遇した場合、しそうになった場合に備え、相談できる相手の情報を掲載することができる。学びを自分ごと化する工夫が凝らされている

※矢吹香月・田村久美「障害に配慮した消費者教育教材の現状と課題―地方公共団体作成消費者教育教材の検討から―」「国民生活研究」第63巻第１号56頁（2023）より引用

▶監修者の声や利用者の声はありますか。

・監修者（安岡知美教諭）

平素から児童・生徒のお金の使い方で危惧されることがあります。卒業生の消費者トラブル例なども反映した内容となったことでより身近な教材となりました。

・県内の特別支援学校の授業、県外の障害者対象の出前講座におけるフィードバック

いずれも内容がシンプルで使いやすく、児童・生徒や支援者たちにも好評との感想をいただいています。

▶今後の構想・取り組みたいことはありますか。

本教材の形式を生かして、例えば、特別支援学校の低学年に身近な事例などについて注意喚起する次なるバージョンの教材作成に取り組みたいと考えています。また、障害が軽度の児童・生徒に限らず、様々な障害の程度に応じた教材作りに取り組みたいです。特に知的障害（重度）のある児童・生徒は、買い物など日常的な消費行動において実践的な経験が少ないことが多く、リスクへの対処を学ぶ前に最低限のライフスキルを身につけることが求められています。本教材の形式を活用しながら、児童・生徒に具体的な体験を重ねられるような学習も支援ができればと考えています。

▶障害者教育を担う方々（特別支援学校教員や保護者）の皆さんへのメッセージをお願いいたします。

消費者教育の目的は、消費者トラブルに遭わない、自立した消費者の育成と、批判的思考力を働かせて意思決定できる能力を身につけることにあります。消費者トラブルを自分ごとと捉え、被害に遭わないためには（または被害に遭ったら）どうすればよいのかを学ぶため、学校や支援者の方々との連携を深めていきたいと考えています。

消費者トラブルは「契約や支払い」などお金に関わる内容が多く、特に「契約や支払い」の経験が比較的少ない知的障害（軽度）のある人に対しては、「お金の使い方」をできるだけ早い段階からシミュレーション（疑似体験）や実践的な学習で積み重ねていくことが重要です。また、次々と生まれる悪質商法を知ることも必要ですが、新しい手口が現れると“知識”だけでは対応できなくなることもあります。

そのため「契約や支払い」「SNSでのトラブル」を学ぶ際には、売買契約の原理・原則を理解し、「この契約（情報）はおかしい」と批判的に感じ取れる感性を養うことが求められています。消費者トラブルを自分ごとと捉えられる出前講座や教材となるよう、学校や支援者の皆さまの声を生かしながら、今後も作り上げていきたいと考えています。

▶ありがとうございました。